

平成29年度以降に定期報告を提出される方は、以下の内容にご確認ください。

1 防火設備の定期検査及び報告が必要となります。

平成29年度より、一定の用途・規模等の建築物に設置された防火扉・防火シャッターなどの「防火設備」※1の定期報告が義務付けられます。

※1 対象となる建築物や提出時期の詳細は、横浜市の定期報告制度についてのホームページをご確認ください。

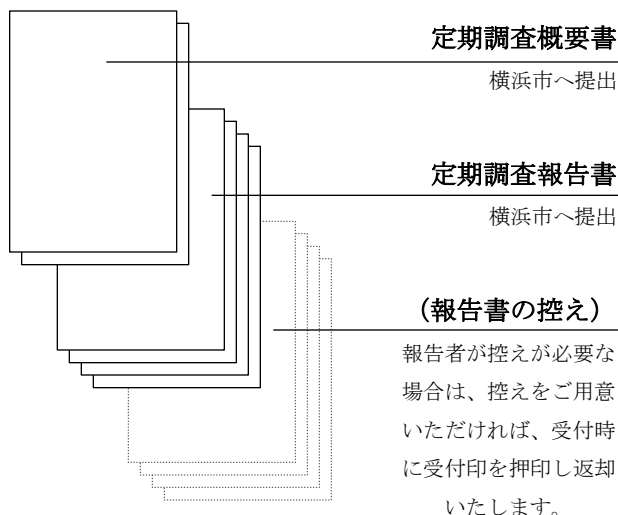
2 建築設備の定期点検の項目、方法、検査結果表の様式等が変わります。

国土交通省の告示の改正※2に伴い、検査項目、方法、結果の判定基準、検査結果表の様式等が変更されます。主な改正点は以下のとおりです。

- 平成29年4月1日施行の改正内容
 - (1) 排煙設備について、加圧防排煙設備の導入を踏まえ、検査項目、方法等の追加等
 - (2) 換気設備について、検査項目、方法、判定基準等の一部詳細化等
- 平成28年12月16日施行の改正内容
 - (3) 非常用の照明措置について、予備電源内蔵コンセント型照明器具に関する仕様の追加等を踏まえ、検査項目、方法等の追加等

※2 改正内容の詳細については、横浜市の定期報告制度についてのホームページをご確認ください。

3 報告書の提出部数は、1部のみとなります。（副本はお預かりいたしません。）



定期報告の提出部数は、報告書及び概要書各1部のみとなります。
受付時に、受理票を交付します。また、報告者が控えが必要な場合は、別に1部※3をご用意いただければ、受付時に受付印を押印し返却いたします。
(副本のお預かりは行いませんので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。)

※3 定期報告書の提出後、報告書等の記載事項に修正が必要となることがあります。修正が必要な場合は、報告書の受付後概ね3ヶ月以内に本市から調査者の方にご連絡いたしますので、修正事項を控えに反映できるよう、お手元に保管されることをお勧めいたします。

【定期報告制度に関するお問合せ先】

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 25階

横浜市建築局建築指導課

建築安全担当（建築物・防火設備）

設備担当（建築設備、昇降機等）

FAX：045-681-2434

電話：045-671-4539

電話：045-671-4538

